



島根県報

令和4年9月6日(火)

号外第99号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更(2件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示**島根県告示第611号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ1052番1地先から同地先まで	前	メートル 16.10～ 59.00	メートル 264.00	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 27.50～ 59.00	メートル 264.00		

島根県告示第612号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	日貫川本線	邑智郡邑南町日和3253番21地先から同地先まで	前	メートル 12.26～ 14.76	メートル 15.50	県央県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	12.64～ 17.00	15.50	

島根県告示第613号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	松江市乃木福富町舟附291番10地先から同番16地先まで	メートル 8.00	令和4年 9月6日	松江県土整備事務所	
〃	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町宇乗越407番地先から同町宇山ノ空356番2地先まで	385.96	令和4年 9月6日	出雲県土整備事務所	